

自費での治療を継続し、後遺障害14級を獲得した事例

交通事故

事案の概要

50代 女性 パート

相談者は国道を走行し、前方が渋滞していたため停車していたところ、相手方車両が後方から衝突しました。

頸部捻挫、腰部捻挫の傷害を負い、今後の通院慰謝料については、可能な限り100%に近い賠償金を得たいという思いから、当事務所に相談に来ました。

解決結果

事故から半年を経過したあたりで、相手方任意保険会社からの治療費は打ち切られることになりました。

治療費の支払いについては健康保険を利用することに切り替えた上で、2～3か月程度自費での治療を継続してもらいました。

自賠責保険の被害者請求により、後遺障害を申請したところ14級を獲得しました。

その後は相手方任意保険会社と上積みの損害について交渉を重ねました。

最終的には、既払い治療費とは別に、総額400万円程度の賠償金を得ることで示談が成立しました。

担当弁護士からひとこと

依頼者の意向としては、後遺症の被害者請求を行うかどうか迷っていましたが、治療期間や治療回数等を踏まえると、神経障害として14級の獲得の可能性がありうる事案でした。

被害者請求すること自体に要する費用は、後遺障害の診断書（病院によりますが1万円前後）を除けば数千円程度で済むことを説明の上、後遺障害の申請に踏み切りました。

結果的に、後遺傷害を獲得し、主婦労働を前提とする休業損害、逸失利益などを受けることも出来ました。